

## 平成30年12月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月10日(月) 午後4時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(9人)

会長(10番) 渡邊 和夫	職務代理者(5番) 永田 熊信	
(1番) 宮原 清人	(2番) 岩坂 博行	(3番) 西田 義和
(4番) 山田 成代	(6番) 白石 悌二	(7番) 平川 真由美
(8番) 内元 幸一郎	<del>(9番) 信國 敏彦</del>	

地区推進委員  
高岡 重盛 木崎 俊充 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一  
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人)

欠席委員：最適化推進委員(0人)

5. 議事日程

日程第1	議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第37号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第3	議案第38号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について
日程第4	議案第39号	農地法第4条の規定による許可申請について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治  
農地係長 阿久津 裕介

7. 会議の概要

<p>議長</p>	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。          本日は、9番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。          只今から、平成30年12月相良村農業委員会総会を開会します。          相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、5番委員、6番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。          これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件が15案件です。</p>
<p>議長</p>	<p>3 議 事</p> <p>議案第36号          農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p>
<p>議長</p>	<p>はじめに、議案第36号農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、審議します。          それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第36号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。番号1、大字川辺字上高原、畑1筆の2,452㎡です。3条の有償移転でございます、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は10aあたり300,000円です。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
<p>川辺推進委員</p>	<p>12月2日に10番委員と現地の確認をいたしました。ちょっとわかりづらかったので、2番委員に教えてもらいました。問題はありませんが、現況は樹園地となっておりますが、畑でございます。以上です。</p>

議長	ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。
6 番委員	譲受人の方は、経営面積がありませんが、何をされているのか。
事務局	花木を栽培されていて、あさぎり町には農地がありますが、相良村にないので、このようになっています。今後は、他町村の農地を掲載するようにいたします。
議長	他に意見はございませんか。  (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。  (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、2 番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号 2、大字川辺字城ノ上、畑 2 筆の 2,648 m <sup>2</sup> です。3 条の有償移転で譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は 10 a あたり 300,000 円です。以上です。
議長	引き続き、本件について 2 番委員に報告をお願いします。
2 番委員	先日、川辺地区推進委員と現地確認をしまして、先ほどの案件の人が購入されるもので、価格についても立ち会いました。この件に関して以上ないと思われま。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明と 2 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。  (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ

議長	<p>しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>
議長	<p>議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第37号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認(利用権貸借)についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字檜木、田1筆の2,037㎡です。貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米90kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬推進委員	<p>先日、現地確認と借受人にもお会いしてまして、隣地が借受人の水田なので、よかったら作ってほしいとのことでした。何ら問題はないと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字寺田及び雨渕、田2筆の3,349㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり40,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について5番委員から報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>12月5日に川辺地区推進委員と双方の方にお会いしまして確認しました。貸し借りに関しては何ら問題ないと思われます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
6番委員	<p>田の借地料としては、通常より高いと思われるが。</p>
5番委員	<p>特別な事情で少し高めの賃借料ですが、借り手もたばこ栽培農家ですから大丈夫だと思います。以上です。</p>
議長	<p>他に意見はございませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に3番から9番については、利用権の設定を受ける者については同一につきに関連があるので一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字川辺字七折、畑3筆の2,975㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記</p>

載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で15,000円です。番号4、大字川辺字七折、畑3筆の2,425㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で12,850円です。番号5、大字川辺字七折、畑6筆の5,359㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で27,000円です。番号6、大字川辺字七折、畑2筆の1,521㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で8,000円です。番号7、大字川辺字七折、畑1筆の700㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は1筆で3,500円です。番号8、大字川辺字高原、畑2筆の5,943㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で31,000円です。番号9、大字川辺字高原、畑1筆の2,825㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は1筆で15,000円です。以上です。

議長

ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議長

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。

1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字川辺字佐土原、田2筆の5,021 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は10aあたり400,000円です。以上です</p>
議長	<p>引き続き、本件について8番委員に報告をお願いします。</p>
8番委員	<p>川辺地区推進委員と双方の方と現地で確認してもらい記載してあるとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第38号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議します。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第38号農用地利用配分計画案に関する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字高原及び七折、畑18筆の21,748 m<sup>2</sup>です。利用権を設定する農用地及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は全筆で112,350円です。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第39号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p>
議長	<p>議案第39号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字柳瀬字二俣、畑1筆の369㎡です。申請人及び転用目的は議案に記載されているとおりです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、3番委員から報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>子どもたちが帰ってくるが、世帯を別にするにあたり現在の敷地には建てられないので、隣地に建てたいとの要望がありました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見はありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について</p> <p>1月10日(木)曜日、午前9時から</p> <p>閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会 午後5時00分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年12月10日

相良村農業委員会

署名委員 5番 ㊟

署名委員 6番 ㊟